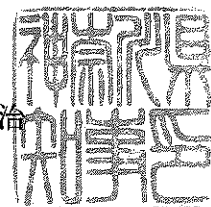


水第1017号  
令和4年4月7日

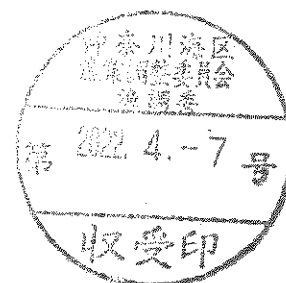
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間の短縮について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしき、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業	1	15トンの未満の申請あった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和4年5月1日から同年5月31日まで	令和4年6月26日から令和8年6月25日まで

						い 基点から真方位 3.17度 103メートル のところ ろ 基点から真方位 64.95度 53メートル のところ (2)横須賀市走水松崎突 端から 400メートル 以内の区域。ただし、 同突端より正北の線 以西の区域を除く。 (3)横須賀市鴨居観音崎 突端東南側付け根、同 突端東南縁の延長線 上同突端東南側突端 から沖合い 100メー トルの点及び同市同 字観音崎灯台中心点 を順次結んだ線と陸 岸とによって囲まれ た区域 (4)横須賀市鴨居鳶巣崎 突端から 100メー トル以内の区域				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。